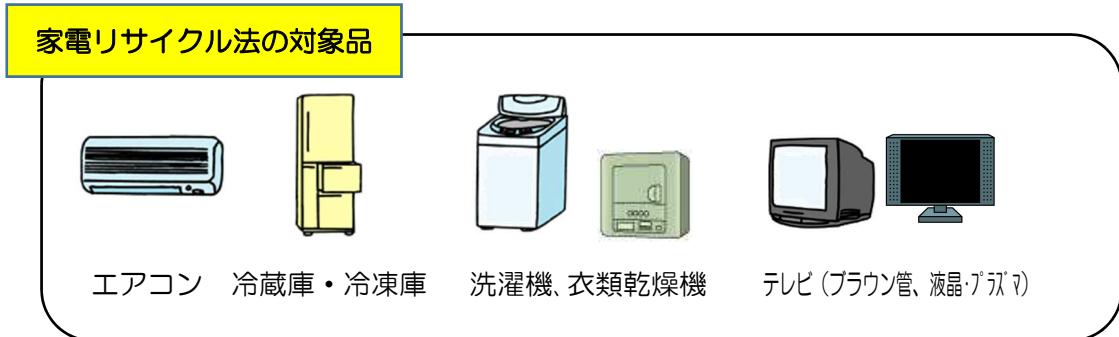


## 「家電リサイクル法対象品」の排出について

家電リサイクル法対象家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機）を廃棄する場合には、同法に基づき、リサイクルすることが義務づけられています。

処分をする際は次の方法で小売店または処理業者へ引き取りを依頼するか、自分で指定引取場所へ搬入くださいますようお願い致します。



### 1. 製品を買い替える場合

新しい製品を購入する家電小売店に引取りを依頼してください。

※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店にご確認ください。

### 2. 廃棄のみの場合

製品を購入した家電小売店に引取りを依頼してください。

※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店にご確認ください。

### 3. 買替えでなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利用できない場合

下記の家電小売店までご連絡（ご依頼）ください。

（小売店）

小売業者	住所	電話番号
権山商店（電気器具店）	元町4丁目8番2号	04992-2-1024
御神火テレビ楽器	元町4丁目4番12号	04992-2-1506
(有)池谷電気	元町2丁目1番12号	04992-2-1237
(有)木村電気文具店	元町字北の山 173-16	04992-2-1315
原沢電機	岡田字新開17番18	04992-2-8584
岩城電機	野増8番地	04992-2-4444
夕力才電器	泉津16番4	04992-2-8110
(有)青木電気商会	差木地字クダッチ	04992-4-0345
塚本電機	波浮港17番地	04992-4-0364

#### 4. 自分で直接持ち込む場合

あらかじめ郵便局でリサイクル券を購入し、次の処理業者まで持ち込んでください。

(一般廃棄物処理業者)

処理業者	住所	電話番号
(株) オーレック	元町字上山 315	04992-2-0051

※収集運搬料金が必要です。処理業者にご確認ください。

##### ○ リサイクル家電の義務品と義務外品とは

廃家電処理には、小売業者に引き取り義務が課せられている「義務品」と、引き取り義務のない「義務外品」があります。

(義務品とは)

小売店が過去に自ら販売した商品や、買換え等の際に、廃家電の排出者から引き取りを求められた同種の家電リサイクル対象機器廃棄物のこと

(義務外品とは)

他のお店で購入された家電のこと。購入店舗が遠方の場合や、廃業している場合、贈答品のため購入店舗がわからないときは、義務外品も引き取っている小売業者に依頼してください。

※小売業者には、義務外品を引き取る義務はありませんが、大島町では、町内小売業者の協力により、義務外品を引き取っていただいている。

##### ○ 不法投棄の罰則

廃棄物を不法投棄した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

※不法投棄を発見した場合は、大島警察署（電話：04992-2-0110）または大島町役場水道環境課生活環境係（電話：04992-2-1478）にご連絡ください。